

**令和5年度第3回
古賀市国民健康保険運営協議会
資料**

令和6年2月29日

「市税率」と「県が示す標準保険税率」の比較

【令和5年12月資料の変更版】

※ 県への納付金（令和6年度分）確定後

	(A) 市税率	(B) 県が示す標準税率 (令和6年度分)	比較		(参考) 県が示す標準税率 (令和5年度)
			税率差 (A - B)	備考	
応能割	所得割				
	(医療分)	8.40%	7.58%	+ 0.82%	(医療分) 市税率 > 県標準税率 7.51%
	(後期支援分)	2.90%	3.05%	- 0.15%	(後期分、介護分) 市税率 < 県標準税率 2.78%
	(介護納付金分)	2.40%	2.49%	- 0.09%	2.29%
応益割	均等割 (1人あたり)				
	(医療分)	23,800 円	28,074 円	- 4,274 円	市税率 < 県標準税率 27,705 円
	(後期支援分)	8,600 円	11,064 円	- 2,464 円	9,973 円
	(介護納付金分)	13,600 円	11,262 円	(2,338 円)	※ 10,460 円
	平等割 (1世帯あたり)				
	(医療分)	26,200 円	28,096 円	- 1,896 円	市税率 < 県標準税率 28,337 円
	(後期支援分)	9,400 円	11,072 円	- 1,672 円	10,200 円
(介護納付金分)	—	8,655 円	(- 8,655 円)	※ 8,155 円	

※ 介護納付金分については、古賀市は2方式（平等割は設定していない）で設定しているが、県が示す標準税率は3方式で示される

市国保の収支状況（「国民健康保険税」・「県への納付金」関連部分の収支）

【令和5年12月資料の変更版】
※ 県への納付金（令和6年度分）確定後

- ・ 県は、必要な医療費（保険給付費）等を見込み、市町村ごとの納付金額を決定する。（前年度の1月ごろに決定）
- ・ 各市町村は、国民健康保険税を主な財源として、県への納付金を納める必要がある。財源が不足する場合は、基金を取り崩して対応することになる。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(推計値)	
						令和5年度	令和6年度
① 歳入（国保税関連の歳入）							
「国保税収入」＋「国・県等公費」	16.58億円	16.31億円	16.63億円	16.17億円	16.27億円	15.60億円	14.85億円
② 歳出（国保税関連の歳入を財源とする歳出）							
「県への納付金」＋「保健事業費等」	15.53億円	14.99億円	16.02億円	15.87億円	15.96億円	16.16億円	15.64億円

国保の被保険者数の減少に伴って
国保税収入も年々減少傾向

（国保税収入は減少傾向だが）
県への納付金額は減少していない

差し引き収支（①－②）	1.05億円	1.32億円	0.61億円	0.30億円	0.31億円	▲0.55億円	▲0.79億円
「差し引き収支」の保険税区分ごとの内訳							
（医療分）	0.81億円	0.86億円	0.57億円	0.30億円	0.23億円	▲0.22億円	▲0.22億円
（後期高齢者支援金分）	0.19億円	0.44億円	0.11億円	0.11億円	0.17億円	▲0.20億円	▲0.41億円
（介護納付金分）	0.05億円	0.02億円	▲0.08億円	▲0.11億円	▲0.09億円	▲0.13億円	▲0.16億円

令和5年度以降、歳入と歳出の単純比較では財源が不足（見込み）

仮に、R5年度（推計値）の収支マイナスを解消しようとする場合、概算で以下の国保税収入増が必要

（1人あたり換算、概算）

- ・ 医療分 + 約2,500円/年
- ・ 後期支援金分 + 約2,000円/年
- ・ 介護納付金分 + 約4,500円/年

※ 介護納付金分は40～64歳のみ対象

※ 国保税及び県への納付金関連部分の収支を単純化しているため、差し引き収支欄の金額は国民健康保険特別会計全体の収支額とは一致しない

※ 端数処理により、合計と内訳の金額が一致しない部分がある

(参考) 基金残高（各年度末時点）	－	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	(4.46億円)	(3.66億円)
-------------------	---	--------	--------	--------	--------	----------	----------

※ R5、R6年度の基金残高は、上記の差し引き収支の不足見込み額を全額基金から取り崩して補填した場合の試算（前年度からの繰越金を考慮していない）

国民健康保険税に関する令和6年度への申し送り事項

令和5年度国保運営協議会における協議内容

① 税率改定の時期

- ・ 令和6年度以降も国保税収は減少する一方で県への納付金額は下がらないことが予想され、単年度での収支マイナスは年々増加していくことが見込まれるため、今後の見通しや予測される変動要素などの把握を行った上で、税率改定に向けた協議は、前回改定から3年となる令和6年度に行うことを基本とする。
(令和6年度の国保運営協議会において、令和7年度からの税率改定について検討)

② 県が示す標準税率への調整

- ・ 本市の税率は、県が示す標準税率に比べて特に「応益割（均等割、平等割）」が低い状況にあるため、将来の「県内保険税率の完全統一」を念頭に置いて、税率の激変が生じないように、県が示す標準税率に徐々に近づける必要がある。

③ 国保税の区分ごとの収支の調整（「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」）

- ・ 税率改定の検討を行う場合は、国保税の区分（「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」）ごとに収支バランスがとれるように税率を調整をする必要がある。
特に、「介護納付金分」は負担する年齢層が限られており（40歳～64歳）、収支を意識する必要がある。

④ 基金の活用

- ・ 現基金残高は約5億円であり、令和6年度までに一部取り崩しが生じる見込みではあるが、税率改定を行う場合には基金を可能な範囲で活用することで、税率の激変を緩和するための検討を行う。